

平成20年5月12日

東京都建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

日本オーチス・エレベータ（株）製エスカレーターの
駆動装置の取り付け状況等の緊急点検について

平成20年5月9日（金）に愛知県名古屋市の地下鉄駅構内において、エスカレーターの異常運転があり多数の利用者が転倒する事故が起きたことは誠に遺憾である。

今般、当該エスカレーターの駆動装置の取り付けボルトが折損していること等の不具合が判明したところである。

今回の事故の原因は調査中であり、これらの不具合との因果関係についても明らかになっていないが、貴管内にある同型のエスカレーターについて、駆動装置の取り付け状況等について緊急点検を実施することとしたので、下記により適切に対処されるようお願いする。

記

1. 対象となるエスカレーターの特定

別に送付する日本オーチス・エレベータ（株）から提供のあったリストについて、庁内に保存されている建築計画概要書等をもとに所有者等にエスカレーターの所在を確認のうえ、全てのエスカレーターを対象とすること。

2. 検査資格者等への通知

建築基準法第12条第5項に基づき、当該エスカレーターの定期点検を行った一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者に対し、今回事故のあったエスカレーターのような駆動装置の取り付けボルトの欠損が発生していないかどうか等の点検を行い、駆動装置が確実に取り付けられていること等が確認できる資料（写真等）を添えて報告するよう求めること。

この場合において、駆動装置の取り付け状況等について問題があると判断される場合は、速やかに適正な状態に改善されるよう必要な措置を講じるよう指導すること。

3. 国土交通省への報告

点検の実施状況について、報告状況を取りまとめ、平成20年5月19日（月）までに、別紙様式により当職まで報告すること。

エスカレーターの駆動装置の取り付け状況等の緊急点検状況

	緊急点検対象台数	緊急点検の状況				点検中の台数
		報告台数			うち改善済台数	
		報告結果				
		問題ないものの台数	問題があるものの台数			
東京都						
計						